

## 九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託 プロポーザル実施要項

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加を募集します。

### 1 業務概要

#### (1) 業務委託名

九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託

#### (2) 目的及び概要

本業務は、産業道路～国体道路間及び県道熊本高森線における歩行者、自転車、自動車の交通機能に関する課題を、「IT 技術による道路利用実態調査」及び「公表データ分析」等を通じて明確化し、当該区間における地域・道路特性を踏まえ、主要交差点である九品寺交差点の最適な形状について立案するとともに、産業道路の交通安全対策について検討するものである。

#### (3) 業務内容

別紙1「九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託 基本仕様書」(以下、「基本仕様書」という。)による。

#### (4) 履行場所

熊本市中央区九品寺1丁目外地内

#### (5) 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月17日(水)まで

※契約予定時期は令和8年5月中旬～下旬を予定している。詳細な時期は、別途発注者より指示する。

#### (6) 提案上限額

49,864千円(消費税及び地方消費税を含む)

※提案内容に関わらず、この上限値を超える提案は無効とする。

#### (7) 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎13階

熊本市 都市建設局 土木部 道路保全課

電話 096-328-2496(直通)

FAX 096-352-8186

メール [dourohozen@city.kumamoto.lg.jp](mailto:dourohozen@city.kumamoto.lg.jp)

### 3 スケジュール

令和8年(2026年)

2月13日(金) 公告、ホームページ公開

関係書類等の配布(2月25日(水)まで)

2月25日(水) 参加表明書提出期限

2月25日(水) 質問書提出期限

3月2日(月) 質問書回答期限

3月13日(金) 技術提案書提出期限

3月19日(木) 書類審査およびヒアリング(予定)

3月下旬 審査結果通知(予定)

※ただし、参加表明書提出者数等により、スケジュールを変更する可能性がある。

### 4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内に本社又は営業所等を有するものであること。

(10) 配置予定管理技術者については、以下の(ア)、(イ)のすべての条件を満たす者とする。

(ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験に建設部門(選択科目を「道路」とする)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設-道路」とする)で合格し、同法による登録を受けている者

[2] 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)(専門技術部門を「道路」とする)の登録を受けている者

(イ) 平成27年4月1日以降に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。また、令和7年度完了予定業務も対象に含む)のうち、道路(交通量 30,000 台/日以上)における次の①～②のいずれかの業務実績を有すること。ただし、管理技術者としての実績に限る。

①IT 技術観測(AI カメラ等)を活用した道路に関する交通安全対策立案の実績

②ETC2.0 プローブデータ又は民間プローブデータを活用した道路に関する交通安全対策立案の実績

※管理技術者は直接雇用している者に限る。

※国、都道府県、政令市が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする。

(11) 配置予定照査技術者については、以下の(ア)の資格の条件を満たす者とする。なお、管理技術者と兼務することはできないものとする。

(ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験に建設部門(選択科目を「道路」とする)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設-道路」とする)で合格し、同法による登録を受けている者

[2] 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)(専門技術部門を「道路」とする)の登録を受けている者

※照査技術者は直接雇用している者に限る。

(12) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業組合をいう。以下同じ。)として、参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)、(9)、(10)、(11)の要件を満たす者であること。

## 5 申請手続等

(1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和8年(2026年)2月13日(金)から令和8年(2026年)2月25日(水)まで。

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時30分から午後4時30分まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、基本仕様書等については、令和8年(2026年)2月25日(水)までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

## (2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

### ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、開庁日(休日を除く)の午前9時30分から午後4時30分までとする。また、郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 参加資格審査調査書(様式第2号)
- (ウ) 配置予定管理技術者の業務実績調査書(様式第3の1号)
- (エ) 配置予定管理技術者の同種業務の実績を証する契約書の写し及びテクリス等の写し
- (オ) 配置予定管理技術者の資格取得状況調査書(様式第3の2号)
- (カ) 配置予定管理技術者の資格を証する資格証の写し
- (キ) 配置予定照査技術者の資格取得状況調査書(様式第3の3号)
- (ク) 配置予定照査技術者の資格を証する資格証の写し

なお、同種業務の実績を証する契約書の写し及びテクリス等の写しだけでは、参加希望者および配置予定管理技術者の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。

### イ 提出期限

令和8年(2026年)2月25日(水)の午後4時30分までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア)持参の場合

2の担当部局

(イ)郵送の場合

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市都市建設局土木部道路保全課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(イ) ア(ウ)～(ク)の書面が添付されていない場合は、当該実績又は資格を有しているとは認めない。

(ウ) ア(ウ)～(カ)において、配置予定管理技術者を特定することが困難な場合(ア(キ)及び(ク)において、配置予定照査技術者を特定することが困難な場合も同様とする)は、複数の候補者を記入してもよいこととする。

この場合において、うち1人でも4(10)(11)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3)参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

## 6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 説明会

説明会等は実施しない。

## 8 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

### ア 提出方法

書面(様式第4号)により、ファックス又は電子メールにて2の担当部局に提出すること。ただし、必ず電話で着信を確認すること。

### イ 提出期間

令和8年(2026年)2月13日(金)から令和8年(2026年)2月25日(水)まで(休日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

### ア 閲覧期間

令和8年(2026年)2月26日(木)までに開始し、令和8年(2026年)3月2日(月)までとする。

### イ 閲覧場所

2の担当部局

## 9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は再度公告する。

## 10 技術提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、技術提案書及びその他の必要書類(以下、技術提案書等という。)を提出するものとする。

### (1)提出書類

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| ア 技術提案書提出書(様式第5号)              | 原本1部      |
| イ 技術提案書表紙(様式第6号)及び技術提案書        | 原本1部、写し8部 |
| ウ 業務実施体制書(様式第7の1号、7の2号)        | 原本1部、写し8部 |
| エ 管理技術者経歴書(様式第8号)              | 原本1部、写し8部 |
| オ 照査技術者経歴書(様式第9号)              | 原本1部、写し8部 |
| カ 見積書(内訳記載(別紙1基本仕様書のとおり)、様式自由) | 原本1部      |
- 注) 見積書の金額は、税込み(10%)で1(6)に定める金額以内とする  
こと。この金額を超えて見積書を提出した者は失格とする。

## (2)技術提案書作成の留意事項

技術提案書は次の事項に留意して作成し、確実に実施することができる内容で、かつ本業務目的の達成に十分に寄与できる内容とすること。

ア 以下の【実施方針】、【評価テーマ1】、【評価テーマ2】毎に、A3版(横置き)1枚で記載すること。

イ 文章を補完するためのイメージスケッチ、写真等は使用してよい。

ウ 技術提案書の文字の大きさは10ポイント以上とする。

エ 提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

オ 下記の事項は、評価対象外とする。

・文字サイズが 10 ポイント未満。なお、図表や写真の文字サイズは必ずしもこの限りではないが、文字が小さく読み取れないものは、評価対象外とする。

・文字サイズの縦横比設定が変更されているもの。

・図表や写真が小さく、識別できないもの。

### 【実施方針】

本業務を遂行するにあたっての業務計画について、その特徴、工夫を記載すること。その際、以下の①～④について言及すること。

① 業務の実施方針

② 実施フロー

③ 工程計画

④ 有益な代替案、重要事項の指摘 等

※②工程計画の履行期間は、契約締結日から令和 9 年(2027 年)3 月 17 日(水)にて作成すること。

### 【評価テーマ 1】

「九品寺交差点におけるIT技術を活用した道路利用実態の把握手法について」

上記を取りまとめるにあたっては「別紙1」の基本仕様書 第2章 業務内容のうち、第20条(1)について記載すること。

### 【評価テーマ 2】

「九品寺交差点の最適な交差点計画を立案するにあたっての着目点について」

上記を取りまとめるにあたっては「別紙1」の基本仕様書 第2章 業務内容のうち、第20条(2)について記載すること。

## (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、開庁日(休日を除く)の午前9時30分から午後 4 時 30 分までとする。また、郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(4) 提出書類の規格・部数

- ア (1)ア～カ(原本)は綴じずに提出すること。
- イ (1)イ～オの各写しについては、会社名を空欄にするなど会社名を特定できないよう処理したうえで、イ～オの順に一冊にまとめて8部提出すること。

(5) 提出期限

令和8年(2026年)3月13日(金)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(6) 提出先

- ア 持参の場合

2の担当部局

- イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市都市建設局土木部道路保全課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「技術提案書在中」を明記すること。

(7) 辞退

技術提案書を提出後に、辞退を申し出る場合は、その旨を書面で提出すること。(様式自由)

## 11 技術提案書等のヒアリングの実施

(1) ヒアリングの実施

技術提案書等のヒアリングを11(2)の日時で実施する予定。

(2) 実施日時及び実施方法

令和8年(2026年)3月19日(木)(予定)

時間・会場・方法等の詳細については、令和8年(2026年)3月2日(月)を目途に別途プロポーザル参加者に通知する。

ア ヒアリングは、非公開とする。

イ 出席者は2名以内とし、本業務の配置予定管理技術者は必ず出席するものとする。

ウ ヒアリングは対面またはWebで行う。

エ ヒアリングは1者約30分(説明15分、質疑15分程度)を予定し、順次個別に行う。

オ ヒアリング時の説明に際しては、提出された技術提案書等のみを使用

することとし、ヒアリング時に追加資料は受理しない。

カ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、本件プロポーザル参加者のヒアリング実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

## 12 審査の方法

### (1) 審査の主体

「九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託 プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づく「九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託 プロポーザル審査委員会」(以下、審査委員会という。)において行う。

### (2) 審査の基準

別紙2「九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託 審査項目、配点及び審査基準」によるものとする。

### (3) 契約候補者の選定

ア プロポーザル参加者の中から、審査委員会の審査により、評価点の合計点が最も高い提案者(以下「最高得点者」という。)を契約候補者として選定する。

イ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を契約の相手方候補者とする。

ウ ア、イのいずれの場合においても、評価点が6割に満たない者は、原則として契約候補者として選定しない。

エ 審査結果については、全プロポーザル参加者に対し郵送により通知する。

## 13 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当部局での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称(ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示)
- (2) 提案者(契約候補者のみ商号又は名称を表示)の評価点。

## 14 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 15 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更是原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても15(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

## 16 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び技術提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び技術提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び技術提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 技術提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該技術提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者の参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に對して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。(消えるボールペンは不可)

(8) 管理技術者の確認等

- ア 申請書等又は提案書等に記載した配置予定の管理技術者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定の管理技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得

た場合に限り、変更することができるものとする。この場合に市長の承認を得るためにには、診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。